

第一管区海上保安本部電気需給契約書

第一管区海上保安本部(以下「発注者」という。)と、***** (以下「受注者」という。)は、電気買入(小樽海上保安部陸電施設ほか21箇所)で使用する電気の需給に関し、次の条項により需給契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、小樽海上保安部陸電施設ほか21箇所を使用する電気を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

- (1) 契約件名 電気買入(小樽海上保安部陸電施設ほか21箇所)
- (2) 需要場所 別紙〇のとおり
- (3) 需給地点 別紙〇のとおり
- (4) 責任分界点 需給地点に同じ
- (5) 財産分界点 需給地点に同じ
- (6) 計量地点 発注者のキュービクル内
- (7) 検針日 検針の基準となる日は毎月1日とし、受注者は発注者に対して毎月の検針日をあらかじめ通知する。

(契約期間)

第2条 令和6年4月1日～令和7年3月31日

(契約金額)

第3条 契約金額は別紙〇のとおり金額とする。

(契約保証金)

第4条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利義務の譲渡禁止)

第5条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。但し、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第6条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を示したものであり予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(計量及び検査)

第7条 受注者は、発注者が使用した電力量を毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間に電力量計に記録された値により計量し、その結果について発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

- 2 検針日は、実際に検針を行った日にかかわらず、毎月1日午前0時とする。

(料金の算定)

第8条 料金の算定は1月(前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間)の使用電力量等により行う。

(料金の支払)

第9条 受注者は、第7条の検査合格後、当該月における使用電力量に第3条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額(但し、燃料調整を行う場合は、燃料調整額を加減した額とする。また、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第16条第2項に定める額とし、請求金額に加えることとする。)と契約電力に第3条で定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額(但し、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増して得た額とする。)を合計した額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。以下「使用料金」という。)を、1月ごとに発注者に原則書面により請求するものとするが、インターネットを利用した料金の通知も可能とし、発注者は約定期間内にその代金を支払うものとする。

なお、燃料費調整を行う場合に使用する燃料費調整単価は受注者の電力契約標準約款により算定された額とする。

- 2 前項に定める約定期間は、受注者が提出する適法な支払請求書を受領してから30日以内とし、それを超える場合、発注者は遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントを支払うものとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

なお、約定期間最終日(約定期限日)が行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に該当する場合は最初の執務の日とする。

- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、この契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
 - (2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。
 - (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。
- 2 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

- る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第六号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(違約金)

第11条 天災その他不可抗力の原因又は前条第1項第2号の規定によらないで、本契約が解約された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第3条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額と契約電力に第3条で定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額の合計金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第12条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、予定使用電力量に第3条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額と契約電力に第3条で定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額の合計金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するもの

であるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第13条 発注者は契約の解除(第10条第1項第2号を除く。)及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(紛争の解決方法)

第14条 本契約に特別の定めのない事項については、関係法令及び受注者の電力契約標準約款によることとし、疑義のある場合は発注者受注者協議するものとする。

(物価変動等による契約金額の変更)

第15条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額の単価が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議してこれを変更することに応じるものとする。

以上、契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 北海道小樽市港町5番2号
支出負担行為担当官
第一管区海上保安本部長 飯塚 秋成 印

受注者